

辺地共聴施設の高度化支援事業（辺地共聴施設高度化改修事業）公募要領

1 辺地共聴施設高度化改修事業の概要

（１）事業内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条（２）ク（イ）とおり。

（２）実施主体

市町村又は市町村の連携主体

（３）交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

なお、本補助事業は、地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図る観点から整備を行う事業であることから、共聴施設の設備老朽化に伴う単純更新は認められないことに留意すること。

（４）交付額

交付額は、次の表の補助額を上限として交付する。

補助申請の主体	補助額
市町村、市町村の連携主体	補助対象経費の 2分の1に相当する額

なお、交付下限額が１００万円のため、１事業に係る交付要綱別表第２（第４条関係）に定める経費区分ごとに、事業費２００万円以上の事業を対象とする。

2 提出方法

（１）提案書類

- ① 公募申請書【実施マニュアル II 8 別紙 2】
- ② 交付申請書【交付要綱様式第 1 号】
- ③ 補助事業の概要【交付要綱様式第 1 号 別紙 1 第 1 8】
- ④ 共聴施設整備計画書及び添付書類【実施マニュアル 資料 3～9－2 等】
- ⑤ 見積書【実施マニュアル 資料 10－1、資料 10－2】
- ⑥ 工事概要書【交付要綱様式第 1 号 別紙 2】（工事を要する場合のみ）

※公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

（２）提出先・提出期限

公募開始の日（令和 7 年 3 月 7 日（金））から同年 3 月 28 日（金）12:00（必着）までの間に、次のいずれかの方法により提出すること。

- ・ 管轄する総合通信局等に電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により電子ファイルを提出。
- ・ J グランツ（補助金電子申請システム）の利用による申請。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3 申請の要件・選定方法

(1) 申請の要件

申請内容について、以下の要件を満たすかについて確認を行う。

地上基幹放送局から遠隔の地であること又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図るため、当該共聴施設を改修する事業であって、市町村が行うもの。

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

・令和7年度当初予算

令和7年	5月中旬	採択候補先内示・本申請
	5月下旬	交付決定

5 その他

交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業（辺地共聴施設の高度化支援事業）」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/henchikyochou.html

に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記の「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。